

申請書は、要綱上定められた正規の書類です。申請に基づき、補助金の交付を決定し、その後着工し、完成してから組合が業者へ全額を支払い、これを確認した後に補助金交付確定し、7割を補助するという流れになります。当課の判断もさることながら、会計課や監査の目線も意識しながら、公正かつ適切な支出を行うことを心がけましょう。

以下、チェック内容は、要望書とあまり変わりません。

また、災害などで給水に支障が生じた場合、要望を経ず、緊急で対応することになります。その場合、すぐに来てもらい、申請書を記入してもらい、当年度予算で対応します。事前の現地調査は省略します。

レ	書 類	内 容 (組合名称：)
	申請書	日付けは記入してあるか。
	申請書	日付に矛盾や誤りはないか。
	申請書	代表者の住所が記載してあるか。
	申請書	組合名称が正しく記載されているか。
	申請書	見積書や、様式中の組合名称と一致しているか。
	申請書	代表者の肩書が記載されているか。
	申請書	代表者氏名が記載されているか。
	申請書	代表者の電話番号が記載されているか。
	申請書	(代表者の日中の連絡先や携帯番号を聞く。)
	申請書	申請金額に誤りはないか。
	申請書	金額に訂正の痕跡はないか。
	事業計画書	申請者欄に、組合名と代表者肩書、氏名は記載されているか。
	事業計画書	戸数、人数は、世帯名簿と整合性が取れているか。
	事業計画書	対象世帯は、常時施設を利用する者か。
	事業計画書	(別荘やたまに帰ってくる者等の住居の場合、費用徴収の有無や、同意の有無を確認する。)
	事業計画書	新設・改良に○が付けてあるか。
	事業計画書	事業概要は、要綱に反しないか。
	事業計画書	事業概要は、見積書と見比べて適切か。
	事業計画書	(概要は、箇条書きでも可。あまりに抽象的な内容は、修正を。)
	事業計画書	着手、完成予定年月日に記載があり、矛盾や誤りはないか。
	事業計画書	(大体の予定でよい。年度中に終わらなければならない。)
	収入支出予算書	「決算(見込み)」を線で消してあるか。
	収入支出予算書	地元負担金と補助金、合計金額に誤りはないか。(再度計算して確認)
	収入支出予算書	工事費、消費税額、合計金額に誤りはないか。(見積書と照合し、計算)
	収入支出予算書	要望書の記載金額と矛盾はないか。
	収入支出予算書	金額に訂正の痕跡はないか。
	見積書	要望時点の見積書と比べ、金額、内容に変更はないか。
	見積書	あて先の組合名称は正確か。
	見積書	業者の押印はあるか。
	設計図書	(配管工事以外でも、給水範囲や施設設置箇所等を示す給水系統図を添付することが望ましい。)
	設計図書	(配管工事を含む場合)

レ	書 類	内 容 (組合名称：)
	設計図書	配管図（給水系統図）があるか。変更はないか。
	設計図書	（貯水槽等の工事を含む場合）
	設計図書	貯水槽のパンフレットが添付されているか。
	設計図書	貯水槽の設置工事の図面（基礎工事など）が添付されているか。
	設計図書	図中に、管や継ぎ手、バルブ等の記載があり、見積書と整合性が取れているか。
	設計図書	（滅菌器、ポンプ等の工事を含む場合）
	設計図書	滅菌器、ポンプ等既製品のパンフレット及び性能を示す資料が添付されているか。
	設計図書	（取水施設工事を含む場合）
	設計図書	設計図面が添付されているか。変更はないか。
	設計図書	ポンプ等のパンフレット及び性能を示す資料が添付されているか。
	設計図書	（フェンス等の工事を含む場合）
	設計図書	設計図面が添付されているか。変更はないか。
	水道組合員名簿	住所、氏名、押印、人数に漏れはないか。
	水道組合員名簿	事業計画書の戸数・人数と矛盾はないか。
	水道組合員名簿	寄宿舍、社宅、賃貸住宅その他これらの類する施設及び営利目的に供する施設が含まれていないか。（店舗を兼ねた住宅は除く。）
	水道組合員名簿	（給水系統図等がある場合、図と名簿を照合する。）
	水道組合員名簿	戸別同意書と名簿を照合する。
	（戸別）同意書	組合名、補助金額、地元負担金に誤りはないか。
	（戸別）同意書	世帯負担額を合計して、誤りはないか。
	（戸別）同意書	各同意書に、日付け、住所、世帯主氏名、負担額の自筆があり、押印があるか。
	その他口頭確認	工事内容及び金額に変更はないか。
	その他口頭確認	組合員に変更はないか。
	その他口頭確認	組合名義の口座があるか。（組合から業者への支払は、現金ではなく、口座払を行う必要がある。また、補助金の振り込みは、組合の口座に支払うので、なければ用意してもらう。）
	その他口頭確認	地元負担金が高額（1戸当たり30万円くらい？）の場合、支払が本当に可能かどうか確認する。
	その他口頭確認	（業者の入れ知恵で、必要以上に金額を増し、地元負担金が生じないようにする不正が行われる可能性がある。）
	その他口頭確認	積立金などの蓄えはあるか。原則としては、組合が10割支払った後で、7割を組合に補助する。
	その他口頭確認	10割支払が不可能である場合、概算払申請書と資金計画書の例を渡し、説明する。